

令和6年度 学びの多様化学校の設置を促進するための啓発及び マイスター派遣事業 実施要領

1 趣旨

文部科学省は、不登校児童生徒への支援や学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置・運営について、豊富な知識を有し、実践に携わった実績を有する者を「学びの多様化学校マイスター」（以下、マイスターという。）として委嘱し、専門的知見による助言や説明会での講演等を行うため、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会（指定都市を含む。以下同じ）、学校法人等（以下、教育委員会等という。）に派遣する。これにより、早期に全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には分教室型も含め全国に300校が設置されるよう、学びの多様化学校の設置を促進する。

2 依頼主体

マイスター派遣の依頼は教育委員会からとする。市区町村教育委員会からの依頼は、都道府県教育委員会を通じて文部科学省に申し込むこととする。

また、学校法人等においてマイスターの派遣を希望する場合は、学校法人等から直接文部科学省に申し込むこととするが、当該法人の属する都道府県知事部局の私立学校担当にマイスターの活用を事前に共有する等、連携して実施するよう努めること。

3 実施方法

- (1) 学びの多様化学校の設置を検討している、又は設置したが運営に課題を抱える教育委員会等への助言等を行う。
- (2) 教育委員会等は、希望するマイスターを指名することができる（なお、指名が他の教育委員会等と重なる場合等には、文部科学省にて派遣するマイスターを選定する。また、特に指名がない場合も、文部科学省において、派遣するマイスターを選定する。）
- (3) 派遣に係るマイスターの謝金及び旅費は、文部科学省が負担する。

※申込者が、マイスターが所属する学校等に赴いて助言を受ける場合、申込者の旅費は負担しないことに留意すること。

《派遣活用例》

- ・学びの多様化学校を設置することを検討している教育委員会等及び教職員、地域関係者への講演
- ・学びの多様化学校の設置に向けて必要な準備等について、マイスターから専門的知見に基づいて助言
- ・不登校対策の研修会等において、マイスターによる講演を実施 等

4 実施期間

(1) 申込期間を第1期、第2期、第3期と分け、それぞれ以下の期間において行うこととする。

【第1期】

申込期間 令和6年6月3日（月）～6月14日（金）9時（厳守）
派遣期間 令和6年7月1日（月）～令和7年2月28日（金）

【第2期】

申込期間 令和6年8月1日（木）～8月16日（金）9時（厳守）
派遣期間 令和6年9月2日（月）～令和7年2月28日（金）

【第3期】

申込期間 令和6年11月1日（金）～11月15日（金）9時（厳守）
派遣期間 令和6年12月2日（月）～令和7年2月28日（金）

5 申し込み方法

①文部科学省ホームページ「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）（不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校）について」内の、「学びの多様化学校の設置を促進するための啓発及びマイスター派遣事業」の「申込様式」（様式1）をダウンロードする。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387008.htm

②「申込様式」に必要事項を記入の上、文部科学省の担当係（s-sidou1@mext.go.jp）へメールで送付する。記入の際には「学びの多様化学校マイスター一覧」から希望するマイスターを指名することができる。但し、マイスターごとに派遣にあたっての留意事項があるため、「学びの多様化学校マイスター一覧」における「派遣にあたっての留意事項」欄を確認すること。特に指名がない場合は、文部科学省において、派遣するマイスターを選定する。なお、申且回数に制限はなく、例えば定期的に開催される学びの多様化学校設置検討委員会において継続的に助言を受けるような活用の仕方も可能とするが、申込手続きは1回の派遣ごとに行わなければならない。

※市区町村教育委員会は、都道府県教育委員会（学びの多様化学校所管課）を通じて文部科学省へ申し込むことに留意すること。学校法人等は、直接文部科学省に申

し込むこととする。

6 講師派遣から終了前の流れ

(1) 講演（講演会、講習会等において講演するもの）を実施する場合

①【講演前（派遣決定前）】

文部科学省は、申込内容をもとに審査を行い、派遣の可否及び派遣するマイスターを当該教育委員会等に連絡する。

派遣するマイスターが決定した後は、マイスターと教育委員会等が直接連絡を取り派遣日時等を決定する。

②【講演前（派遣決定後）】

派遣が決定した当該教育委員会等において、講演の開催要項を派遣実施日の2週間前までに文部科学省及びマイスターに提出する。

③【講演当日】

当該教育委員会等は、「参加者アンケート」（様式2）を実施する。

④【講演終了後】

当該教育委員会等は、「参加者アンケート」（様式2）及びマイスターと共同で作成した「成果報告書」（様式3）を派遣日から一週間以内（厳守）に文部科学省に提出する。

(2) マイスターからの助言を受ける場合

①【派遣決定前】

文部科学省は、申込内容をもとに審査を行い、派遣の可否及び派遣するマイスターを当該教育委員会等に連絡する。

派遣するマイスターが決定した後は、マイスターと教育委員会等が直接連絡を取り派遣日時等を決定する。

②【派遣当日】

当該教育委員会等は、「参加者アンケート」（様式2）を記入する。

③【派遣後】

当該教育委員会等は、「参加者アンケート」（様式2）及びマイスターと共同で作成した「成果報告書」（様式3）を、派遣日から一週間以内（厳守）に文部科学省に提出する。